

医師確保計画について

1 概要

平成30年7月に公布された医師偏在対策を盛り込んだ医療法・医師法の改正により、平成31年度中の医師確保計画の策定が都道府県に義務付けられた（医師確保計画策定は平成31年4月1日施行）。

2 内容

医療計画において、新たに国が定める「医師偏在指標」を踏まえ、県で「医師少数区域」を設定した上で、「医師の確保の方針」、「確保すべき医師の数の目標」及び「目標医師数を達成するための施策」を定める。

3 医師偏在指標

三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示すための、地域ごとの人口構成、性年齢階級別の受療率や医師の性年齢構成等を踏まえた指標。平成31年2月18日の「医療従事者の需給に関する検討会 第28回医師需給分科会」において示されたものは下記のとおり。

(三次医療圏) (47都道府県) (二次医療圏) (335医療圏)

順位	都道府県	医師偏在指標	順位	医療圏	医師偏在指標	区分
1	東京	329.0	5	尾張東部	431.3	医師多数
2	京都	314.9	46	名古屋・尾張中部	288.8	
3	福岡	300.5	110	尾張西部	193.6	
	〃		121	西三河南部西	189.3	医師多数・ 医師少数 以外
23	神奈川	231.8	145	西三河北部	176.9	
	〃		151	東三河南部	173.2	
27	愛知	225.3	169	尾張北部	166.2	
	〃		186	知多半島	158.5	
47	岩手	169.3	231	西三河南部東	143.6	医師少数
			233	海部	143.3	
			327	東三河北部	87.9	
	全国平均	238.3				

<医師偏在指標に応じた医師確保の方針> (医師需給分科会資料から)

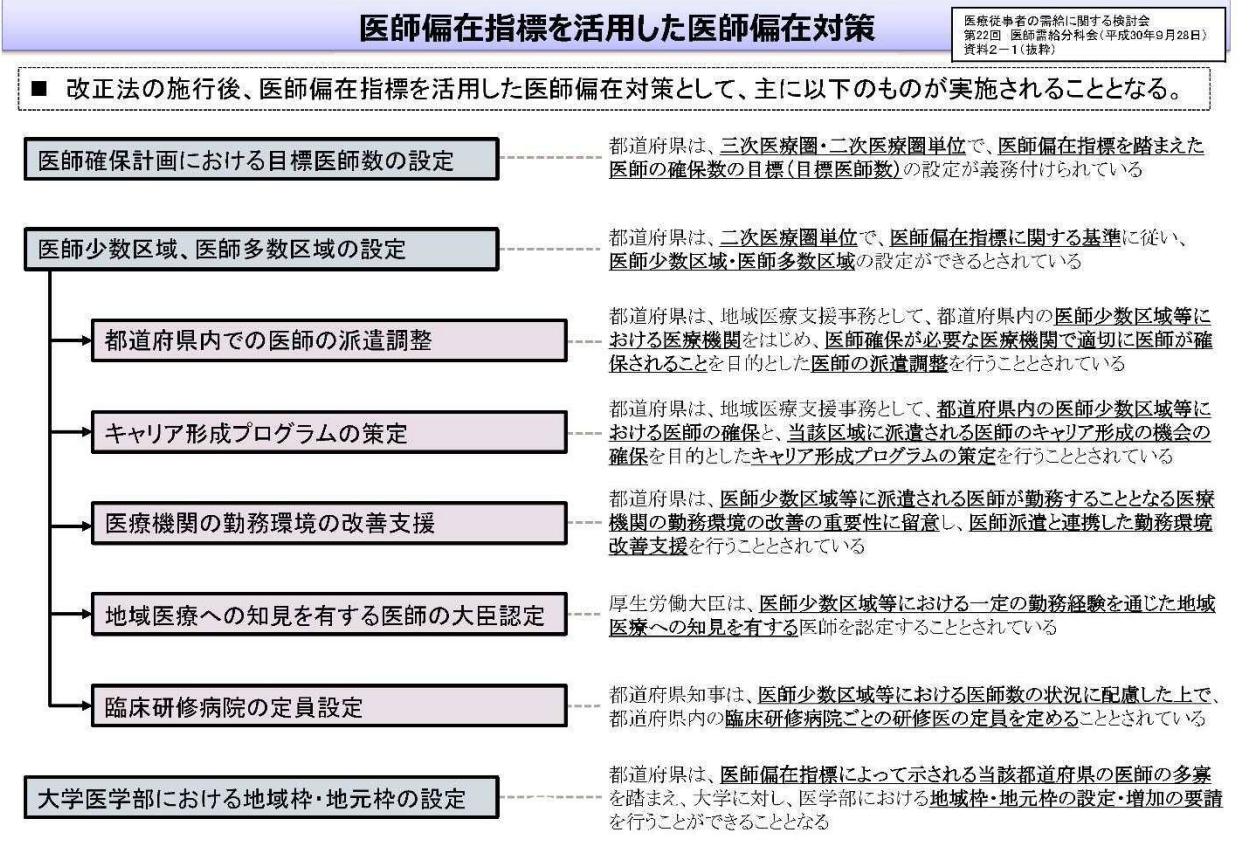
- 三次医療圏外からの医師の確保

		医師少数三次医療圏	医師中程度三次医療圏	医師多数三次医療圏
医師少数区域 (二次医療圏)	有り	可能	可能	不可
	無し	-	可能 (医師少数地区がある場合(後述))	

- 二次医療圏外からの医師の確保

	医師少数区域	医師中程度区域	医師多数区域
	可能	必要に応じて可能	不可

<医師偏在対策例>



4 計画期間

当初の計画は、現医療計画の計画期間(2018年~2023年)の終期と合わせるため、平成32(2020)年度~平成35(2023)年度までの4年間(その後は、3年ごとに見直し)

5 検討スケジュール

- 7月頃 医師偏在指標及び医師少数地区設定、目標等の検討
- 11月頃 確保方針、確保施策(医師派遣、地域枠養成数、臨床研修医募集定員、専門研修)の検討
- 年度末 医師確保計画策定

○地域医療対策協議会

<平成31年4月>

地域医療支援センター運営委員会 ⇒ 地域医療対策協議会

<構成員>

継続 12名（地域医療支援センター運営委員会委員）

新規 4名（社会医療法人、国立病院機構、地域住民の団体、女性医師団体）

<協議事項>

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- ⑥ 地域枠、地元出身者枠に関する事項
- ⑦ 医師確保計画に関する事項

<具体的内容>

- ① 地域枠医師の派遣調整等 ⇒ 部会継続
- ② 専門医制度におけるプログラムの検証、調整等
- ③ 医師確保計画策定
- ④ 研修医募集定員の設定、臨床研修病院の指定（2020年度より）⇒ 部会継続

<平成31年度の予定>

- 7月頃 医師確保計画（目標確保数等）、専門研修プログラムの状況、地域枠医師派遣先リスト
- 11月頃 医師確保計画（方策等）、臨床研修医募集定員の配分方法、地域枠医師派遣先決定
- 年度末 医師確保計画策定、臨床研修医募集定員（2021年度開始）の決定